

一般社団法人大学女性協会東京支部奨学金規程

一般社団法人大学女性協会東京支部奨学金は、企業、官公庁などでの就労の後、大学または大学院で勉学・研究中の女性・性自認女性に奨学金を支給し、卒業後は再び就業により広く社会に貢献する人材を育成することを目的として、2023年に設立されたものである。原資は事業6とする。通称をチャレンジ奨学金とする。

(応募資格)

第1条 応募資格は、23カ月以上の就労の後、東京支部圏に本部を置く文部科学省の認可する大学の3年次または大学院1年次に在学する女性・性自認女性とする。東京支部圏は、東京支部会員の在住する都道府県とする。就労以前の学歴は問わない。

(支給額及び募集人数)

第2条 奨学金は20万円とし1名に1回支給する。返還は求めない。

(応募提出書類)

第3条 応募者は次の書類を提出しなければならない。

(1) 履歴書(所定の様式 指導教員職名・署名)

(2) 作文 「どのような就労を経て、現在の勉学を必要と考えたか。その勉学を今後どう生かしたいかについて」

1000字以内

(3) 大学の在学証明書

(応募書類提出先)

第4条 応募者の在学大学から東京支部に提出する。

(選考結果通知)

第5条 選考結果を応募者及び大学に通知し、後日授与式を行う。

(奨学生の義務)

第6条 奨学生は、卒業後2カ月以内に勉学の概要と現況を東京支部に提出しなければならない。

(改廃)

第7条 この規程は、委員会の議を経て変更することができる。

附則 (1) この規程は、2023年4月1日より、施行する。